

函館市監査公表第14号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年8月17日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 南 地

令和5年(2023年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和4年度(2022年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和5年(2023年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(南茅部支所地域振興課)

令和4年度（2022年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 (特定の事件名 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について)

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
南茅部 支所 地域振興 課	<p>財産台帳と契約書で貸地面積の相違 是正について</p> <p>以下の貸地の面積について、財産 台帳と契約書に違いがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊崎町209番1 	62	<p>当該土地は、渡島総合振興局が工事で発生する土砂等の仮置き場として使用するため平成19年7月13日から3,000㎡を貸付けしていたもので、平成29年3月31日に貸付が終了しております。</p> <p>その後、令和3年9月7日に渡島総合振興局から再度貸付の申請があり2,800㎡を貸付けしているものです。</p> <p>平成19年度に行った財産の異動通知の後、貸付終了時や再度の貸付の際に財務部長への異動通知を行っていなかったため、実際の貸地面積と台帳上の貸地面積に相違が生じたものです。</p> <p>この度の監査指摘を踏まえ、財産の異動通知を行い、貸地面積と財産台帳の面積が合致するよう更正したところです。</p> <p>今後においては、貸付契約の期間満了および貸付面積の変更等があった際は財産異動通知も合わせて行うよう事務取扱に注意してまいります。</p>

令和4年度（2022年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
南茅部 支所 市民福祉 課	<p>契約のあり方について</p> <p>市の保有する財産を貸す場合は、30年間としているものが多いが、借り上げの契約では20年間としているものがあるほか、自動更新規定の取扱いも含め、見直しの検討が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安浦会館 	63	<p>当該土地は、安浦会館（旧名：南茅部町漁村センター）の敷地として南かやべ漁協から平成8年に20年間の契約により無償で借り上げ、期間満了後は自動更新となっているものです。</p> <p>この度の監査意見を踏まえ、契約の相手方と協議し、有期契約にいたします。</p>